改正前の第十二条に規定する懲役若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮に」とする。

② 刑法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条並びに第五十三条第一項及び第二項（科料に係る部分を除く。）並びに新刑法第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、第四百四十五条第一号に掲げる場合にも、適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる刑法又は新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

刑法第四十六条第一項	刑を	刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は十年以上の懲役若しくは禁錮（以下「懲役又は禁錮」という。）を含む。）を
新刑法第四十六条第二項	無期拘禁刑	無期の懲役又は禁錮（以下「懲役又は禁錮」という。）又は無期拘禁刑
	無期の拘禁刑	無期の懲役又は禁錮（以下「懲役又は禁錮」という。）又は無期の拘禁刑
刑法第四十八条第一項	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）
刑法第五十三条第一項	拘留	拘留、旧拘留
	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）

（併合罪に係る二個以上の刑の執行に関する経過措置）

第四五七条 ① 併合罪として処断すべき罪に刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号。以下この項及び第三項において「平成十六年一部改正法」という。）の施行前に犯したものと刑法等一部改正法の施行後に犯したものがある場合において、第四百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する新刑法第四十七条の規定により併合罪として有期の拘禁刑、懲役又は禁錮の加重をするときは、平成十六年一部改正法附則第四条の規定及び第四百四十五条の規定にかかわらず、平成十六年一部改正法第一条の規定による改正前の刑法（次項において「平成十六年旧刑法」という。）第十四条の規定を適用する。ただし、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとした場合の刑が、この項本文の場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもって処断する。

② 前項本文の場合において、有期拘禁刑を加重するときにおける平成十六年旧刑法第十四条の規定の適用については、同条中「有期の懲役又は禁錮」とあるのは、「有期の拘禁刑」とする。

③ 第一項ただし書の場合において、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとするときにおける同項の規定の適用については、同項中「有期の拘禁刑」とあるのは、「有期の懲役又は禁錮」とする。

（経過措置の政令への委任）

第五〇九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法

附 則（令和四・六・一七法六八）（抄）

（施行期日）

① この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

懲役又は禁錮に当たる罪を犯した者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪を犯した者とみなす。

（平成十六年一部改正法の施行前にした行為等に係る併合罪の処理に関する経過措置）

第四五七条 ① 併合罪として処断すべき罪に刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号。以下この項及び第三項において「平成十六年一部改正法」という。）の施行前に犯したものと刑法等一部改正法の施行後に犯したものがある場合において、第四百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する新刑法第四十七条の規定により併合罪として有期の拘禁刑、懲役又は禁錮の加重をするときは、平成十六年一部改正法附則第四条の規定及び第四百四十五条の規定にかかわらず、平成十六年一部改正法第一条の規定による改正前の刑法（次項において「平成十六年旧刑法」という。）第十四条の規定を適用する。ただし、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとした場合の刑が、この項本文の場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもって処断する。

② 前項本文の場合において、有期拘禁刑を加重するときにおける平成十六年旧刑法第十四条の規定の適用については、同条中「有期の懲役又は禁錮」とあるのは、「有期の拘禁刑」とする。

③ 第一項ただし書の場合において、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとするときにおける同項の規定の適用については、同項中「有期の拘禁刑」とあるのは、「有期の懲役又は禁錮」とする。

（経過措置の政令への委任）

第五〇九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法

附 則（令和四・六・一七法六八）（抄）

（施行期日）

① この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

（令和四法六七による改正後の条文）

注 刑法等の一部を改正する法律（令和四法六七）第二条による本法の改正規定は、令和七・六・一六までに施行される。本法第一編のうち改正のあった条について、改正後の規定を次に掲げる。また、第二編については、改正される文言の対応表を注記で掲げた。

刑法

第一編 総則

第二章 刑

（刑の種類）

第九条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の軽重）

第一〇条 ① 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。

②③ 〔略〕

第一二条 ① 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。

② 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

③ 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。（改正により追加）

第一三条 削除

（有期拘禁刑の加減の限度）

第一四条 ① 死刑又は無期拘禁刑を減軽して有期拘禁刑とする場合においては、その長期を三十年とする。

② 有期拘禁刑を加重する場合においては三十年にまで上げることができ、これを減軽する場合においては一月未満に下げることができる。

（拘留）

第一六条 ① 〔略、改正前の本条〕

② 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。（改正により追加）

第四章 刑の執行猶予

（刑の全部の執行猶予）

第二五条 ① 次に掲げる者が、三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を猶予された者又はその刑の全部の執行を猶予された者

② 前に懲役の実刑に処せられたことがある者であっても、その者が実刑の執行を受け終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年以内に三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

（刑の一部の執行猶予）

第二七条 ① 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者が、三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

② 前に懲役の実刑に処せられたことがある者であっても、その者が実刑の執行を受け終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年以内に三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

（保護観察）

第二七条の二 ① 前条第一項の場合において、猶予の期間中保護観察に付する旨を言い渡すことができる。

② 前条第一項の場合において、猶予の期間中保護観察に付する旨を言い渡さなければならない。

（猶予の取消し）

第二七条の三 ① 前条第一項の場合において、猶予の期間中保護観察に付する旨を言い渡された者が、その期間内に更に罪を犯し、保護観察に付する旨の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

② 前条第一項の場合において、猶予の期間中保護観察に付する旨を言い渡された者が、その期間内に更に罪を犯し、保護観察に付する旨の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条 次に掲げる者が、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の全部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

一 第二五条第一項第一号に掲げる者

二 第二五条第二項に掲げる者

（猶予の取消し）

第二六条の二 ① 第二五条第一項第二号に掲げる者が、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の全部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

② 第二五条第二項に掲げる者が、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の全部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三 ① 第二七条第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

② 第二七条第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四 第二七条の二第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五 第二七条の二第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の二十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の三十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の四十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の五十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の六十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の七十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の八十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十三 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十四 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十五 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十六 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十七 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十八 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の九十九 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の百 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の百一 第二七条の三第二項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行猶予の言渡しは、効力を失う。

（猶予の取消し）

第二六条の百二 第二七条の三第一項の場合において、猶予の期間内に更に罪を犯し、その刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑の一部の執行